

〇〇〇市〇〇〇〇 〇-〇-〇〇  
 〇〇〇〇様

生年月日	1950年04月01日
基礎年金番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
計算基準日	2005年04月01日

年金見込額のお知らせ

年金を受けられる年齢		60歳	65歳
年金の種類と年金額	厚生年金保険	特別支給の老齢厚生年金 (報酬比例部分) 139,620円	老齢厚生年金 (報酬比例部分) 139,620円
			(経過的加算部分) 0円
	国民年金		老齢基礎年金 62,920円
合計年金額		139,620円	202,540円

※昨年度の記録が60歳になるまで延長するものとして、年金見込額を試算しています。

実際の年金額は、この試算結果と異なる場合があります。  
 (4ページ目の『「年金見込額のお知らせ」について』をご覧ください。)

注1 「特別支給の老齢厚生年金」欄について

特別支給の老齢厚生年金の額は、報酬比例部分と定額部分に加給年金額(\*)を加えた額となりますが、この「年金見込額のお知らせ」では加給年金額は除いています。定額部分が受けられる年齢は、性別、生年月日に応じて60歳から64歳となります。(詳しくは、4ページの『「年金見込額のお知らせ」について』の問1をご覧ください。)

\* 加給年金額とは、厚生年金保険の加入期間が20年以上あり、65歳未満の配偶者や18歳未満の子がいる場合などに加算される額のことです。

注2 「経過的加算部分」欄について

65歳からは、特別支給の老齢厚生年金の定額部分に相当するものが老齢基礎年金となります。定額部分が、厚生年金保障の加入期間に基づく老齢基礎年金の額よりも高い額となる場合は、その差額が経過的加算額として加算されます。

※今回の調査は学術的な研究のために行われているものであり、この資料は厚生労働省や社会保険庁などの政府機関等が作成したものではありません。

## よくあるご質問とお答え

問1：老齢基礎年金及び老齢厚生年金は、いつから受けられるのですか。

答1：老齢基礎年金を受けるために必要な加入期間を満たしている方で、厚生年金保険の加入期間が12ヶ月以上の方は、特別支給の老齢厚生年金が受けられます。

特別支給の老齢厚生年金は、報酬比例部分(在職中の給与・賞与に応じて計算される部分)と定額部分(加入月数に応じて計算される部分)に分かれており、性別と生年月日によって受けられる年齢が次の図のように異なります。

特別支給の老齢厚生年金を受けている方又は厚生年金保険の加入期間が12ヶ月未満の方は、65歳になると老齢基礎年金と老齢厚生年金が受けられます。国民年金のみに加入していた方は、65歳から老齢基礎年金が受けられます。

生年月日  
(男)昭和16年4月1日以前  
(女)昭和21年4月1日以前

60歳		65歳
(報酬比例部分)特別支給の		老齢厚生年金
(定額部分)	老齢厚生年金	老齢基礎年金

(男)昭和16年4月2日～  
昭和18年4月1日  
(女)昭和21年4月2日～  
昭和23年4月1日

60歳	61歳	65歳
(報酬比例部分)特別支給の		老齢厚生年金
(定額部分)	老齢厚生年金	老齢基礎年金

(男)昭和18年4月2日～  
昭和20年4月1日  
(女)昭和23年4月2日～  
昭和25年4月1日

60歳	62歳	65歳
(報酬比例部分)特別支給の		老齢厚生年金
(定額部分)	老齢厚生年金	老齢基礎年金

(男)昭和20年4月2日～  
昭和22年4月1日  
(女)昭和25年4月2日～  
昭和27年4月1日

60歳	63歳	65歳
(報酬比例部分)特別支給の		老齢厚生年金
(定額部分)	老齢厚生年金	老齢基礎年金

(男)昭和22年4月2日～  
昭和24年4月1日  
(女)昭和27年4月2日～  
昭和29年4月1日

60歳	64歳	65歳
(報酬比例部分)特別支給の老齢厚生年金		老齢厚生年金
(定額部分)		老齢基礎年金

(男)昭和24年4月2日～  
昭和28年4月1日  
(女)昭和29年4月2日～  
昭和33年4月1日

60歳	65歳
(報酬比例部分)特別支給の老齢厚生年金	
	老齢基礎年金

(つづく)

※今回の調査は学術的な研究のために行われているものであり、この資料は厚生労働省や社会保険庁などの政府機関等が作成したものではありません。

(つづき)

※老齢基礎年金は60歳から64歳までの間に繰上げて受けることができますが、年齢に応じて年金額が減額されます。また、66歳から70歳までの間に繰下げて受けることもでき、この場合は年齢に応じて年金額が増額されます。

なお、繰上げ受給については、次の点に注意してください。

- ①老齢基礎年金の額は生涯にわたって減額されます。
- ②繰上げ受給の手続きをした後は、障害基礎年金や寡婦年金を受けることはできません。
- ③国民年金の任意加入者であるときは、繰上げ受給はできません。

問2：「年金見込額のお知らせ」が送られてきましたが、自動的に年金は受けられるのでしょうか。

答2：年金を受けようとする方は、必ず年金の請求手続き(裁定請求といいます。)が必要です。

年金を受けることができる年齢になったときに、裁定請求をしていただくこととなります。なお、社会保険業務センターが管理している年金加入記録で、老齢基礎年金の受給資格(期間要件)を満たしている方には、年金を受けられる年齢(60歳又は65歳)の3ヶ月前に裁定請求書をお送りすることとしています。

問3：働きながらも年金を受けられるのでしょうか。

答3：厚生年金保険に加入している間は、年金額と給料・賞与の額によって年金の一部又は全部が支給停止されます。

問4：雇用保険を受けている場合は、年金を受けられるのでしょうか。

答4：会社を退職し、雇用保険の基本手当(いわゆる失業給付)を受けている間は、特別支給の老齢厚生年金は全額支給停止となります。会社に在職中で雇用保険の高年齢雇用継続給付を受けている間は、在職中であることによる支給停止額に、さらに雇用保険を受けていることによる支給停止額が加算されます。

問5：現在、遺族厚生年金を受けていますが、自分の老齢基礎・老齢厚生年金を受ける場合、今受けている年金はどうなるのでしょうか。

答5：一人の方に、老齢基礎・老齢厚生年金と他の年金(障害基礎・障害厚生年金、遺族基礎・遺族厚生年金等)とを受けられる権利がある場合には、本人の選択によりどちらか一つの年金を受けることになります。65歳になって老齢基礎・老齢厚生年金と遺族厚生年金の両方を受けられるようになった場合は特例がありますので、裁定請求をされる際に窓口でご相談ください。



〇〇〇市〇〇〇〇 〇-〇-〇〇  
 〇〇〇〇様

生年月日	1950年04月01日
基礎年金番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
計算基準日	2005年04月01日

〇〇〇〇さんの公的年金(老齢年金)の見込額(2005年4月1日現在)

〇〇〇〇さんが老後に受け取る年金額(老齢年金)の見込みは次のとおりです。ただし、次のように試算したものですので、実際に受け取る年金額とは異なります。ご注意ください。

※54歳までは、実際の加入記録をもとにしています。55歳以降は、(1)60歳になるまで現在の半額の年収で働いた場合と、(2)60歳になるまで現在と同額の年収で働いた場合の2通りを計算しています。

※いずれの場合も60歳以降は厚生年金にも国民年金にも加入しない前提になっています。

※自分で年金を受け取る年齢を決める繰り上げ支給や繰り下げ支給は考慮していません。

※あなたの配偶者が受け取る年金額は含んでいません。あなたに扶養される配偶者がいる場合などに支給される加給年金や振替加算も、含んでいません。

※この年金見込額は、今後、物価や賃金の変動がない場合の額です。それらが変動すれば、実際の年金額は、それに合わせて見込額より増えたり減ったりします。(物価スライドなどについては2ページ目をご覧ください)

【60歳になるまで現在の半額の年収で働いた場合の年金見込額】

60～64歳	年間155万円	(月額12万9千円)
65歳以降	年間230万円	(月額19万2千円)

- ・〇〇〇〇さんの場合、60歳から老齢厚生年金を、65歳からは、それに加えて老齢基礎年金を受け取ることができます。
- ・60～64歳の年金見込額は老齢厚生年金のみです。65歳以降の年金見込額は、老齢基礎年金(年間75万円)と老齢厚生年金(年間155万円)の合計です。

【60歳になるまで現在と同額の年収で働いた場合の年金見込額】

60～64歳	年間167万円	(月額13万9千円)
65歳以降	年間242万円	(月額20万2千円)

- ・〇〇〇〇さんの場合、60歳から老齢厚生年金を、65歳からは、それに加えて老齢基礎年金を受け取ることができます。
- ・60～64歳の年金見込額は老齢厚生年金のみです。65歳以降の年金見込額は、老齢基礎年金(年間75万円)と老齢厚生年金(年間167万円)の合計です。

## 受給し始めた後の老齢年金には、以下の特徴があります

### 1. どんなに長生きしても一生受け取れます

あなたと同じ生まれ年の男性は、平均で80.6歳まで生きると予測されていますが、約7人に1人は90歳まで生きると予測されます。老齢年金は、どんなに長生きしても一生涯にわたって受け取れます。

### 2. 物価の変動などにあわせて年金額が変わります

受給期間は長期にわたりますので、その間に物価の上昇など経済状況が変化する可能性があります。老齢年金では、68歳未満の年金額は現役世代の賃金の伸びにあわせて毎年改定されます（再評価といいます）。68歳以上の年金額は物価の伸びにあわせて毎年改定されます（物価スライドといいます）。

ただし、年金財政を健全化している最中は、公的年金の加入者数の減少と年金受給者の寿命の伸びを考慮して年金額の伸びが抑制されます。

### 3. 老齢基礎年金の一部は、国庫負担でまかなわれています

老齢基礎年金は、全国民共通の老齢基礎年金と、サラリーマンなどに対する老齢厚生年金にわかれます。老齢基礎年金の給付は、3分の2がその時の現役世代の保険料や積立金の運用収入から、残りの3分の1が国庫負担として税や国債など政府の一般会計からまかなわれています。

## あなたやあなたのご家族は、老齢年金の他、以下の給付を受け取れます

### 1. あなたが障害状態になられた場合には、障害年金が受け取れます。

仮にいま障害状態（2級）になられた場合には、次の金額を受け取れます。

年間269万円（月額22万4千円）

※実際の障害年金の金額は、障害状態や扶養される配偶者やお子さんの状況などによって変わります。  
上の金額は、現在のご家族の状況をもとに試算しています。

### 2. あなたが亡くなられた場合には、ご遺族に遺族年金が支給されます。

仮にいまあなたが亡くなられた場合には、ご遺族は次の金額を受け取れます。

年間210万円（月額17万5千円）

※実際の遺族年金の金額は、受給される配偶者やお子さんの状況などによって異なります。  
上の金額は、現在のご家族の状況をもとに試算しています。

※今回の調査は学術的な研究のために行われているものであり、この資料は厚生労働省や社会保険庁などの政府機関等が作成したものではありません。

## 〇〇〇〇さんの公的年金ポイント（2005年10月1日現在）

### 1. 獲得ポイントの状況

公的年金ポイントは、保険料を納めると加算されます。

○基礎年金ポイントは、保険料を1カ月分納めると1ポイント加算されます。

○厚生年金ポイントは、あなたと同じ年齢の平均的な年収（標準報酬）の方が保険料を1カ月分納めると1ポイント加算されます。前年度は、標準報酬647万円の方が1カ月分納めると1ポイントでした。

〇〇〇〇さんの獲得ポイントの状況は、次のとおりです。

#### 【獲得ポイントの状況】

	基礎年金ポイント	厚生年金ポイント
前々年度末までの累積ポイント	384ポイント	489ポイント
+ 前年度1年間の獲得ポイント	12ポイント	15ポイント
前年度末までの累積ポイント	396ポイント	504ポイント

### 2. 公的年金ポイントと年金額の関係

「累積ポイント×ポイント単価」で、これまでの獲得ポイントを基準にした老後の年金額のめやすを計算できます。ポイント単価は、物価上昇やあなたの年齢などによって毎年変わります。

今後も保険料を納めて獲得ポイントが増えると、年金額のめやすは増えます。

〇〇〇〇さんの現時点での老後の年金額のめやすは、下記のとおりです。

ただし次の点に注意してください。

※現時点では、まだ年金を受け取れる年齢になっていません。このめやすは、これまでの加入状況をご理解いただくためのものです。

※将来の加入分を見込んでいませんので、1ページ目の年金見込額とは金額が異なります。

#### 【老後の年金額のめやす】

	基礎年金ポイント	厚生年金ポイント
累積ポイント（前年度末）	396ポイント	504ポイント
× ポイント単価（今年度分）	1,650円	2,490円
老齢年金見込額（年間）	65万円	144万円
（基礎年金ポイント部分と厚生年金ポイント部分の合計で209万円）		





資料 1 - 4

〇〇〇市〇〇〇〇 〇-〇-〇〇  
 〇〇〇〇様

生年月日	昭和25年04月01日
基礎年金番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
計算基準日	2005年04月01日

〇〇〇〇さんの公的年金(老齢年金)の見込額（2005年4月1日現在）

〇〇〇〇さんが老後に受け取る年金額（老齢年金）の見込みは次のとおりです。ただし、次のように試算したものですので、実際に受け取る年金額とは異なります。ご注意ください。

※54歳までは、実際の加入記録をもとにしています。55歳以降は、(1)60歳になるまで現在の半額の年収で働いた場合と、(2)60歳になるまで現在と同額の年収で働いた場合の2通りを計算しています。

※いずれの場合も60歳以降は厚生年金にも国民年金にも加入しない前提になっています。

※自分で年金を受け取る年齢を決める繰り上げ支給や繰り下げ支給は考慮していません。

※あなたの配偶者が受け取る年金額は含んでいません。あなたに扶養される配偶者がいる場合などに支給される加給年金や振替加算も、含んでいません。

※この年金見込額は、今後、物価や賃金の変動がない場合の額です。それらが変動すれば、実際の年金額は、それに合わせて見込額より増えたり減ったりします。（物価スライドなどについては4ページ目をご覧ください）

【60歳になるまで現在の半額の年収で働いた場合の年金見込額】

60～64歳	年間155万円	（月額12万9千円）
65歳以降	年間230万円	（月額19万2千円）

- ・ 〇〇〇〇さんの場合、60歳から老齢厚生年金を、65歳からは、それに加えて老齢基礎年金を受け取ることができます。
- ・ 60～64歳の年金見込額は老齢厚生年金のみです。65歳以降の年金見込額は、老齢基礎年金(年間75万円)と老齢厚生年金(年間155万円)の合計です。

【60歳になるまで現在と同額の年収で働いた場合の年金見込額】

60～64歳	年間167万円	（月額13万9千円）
65歳以降	年間242万円	（月額20万2千円）

- ・ 〇〇〇〇さんの場合、60歳から老齢厚生年金を、65歳からは、それに加えて老齢基礎年金を受け取ることができます。
- ・ 60～64歳の年金見込額は老齢厚生年金のみです。65歳以降の年金見込額は、老齢基礎年金(年間75万円)と老齢厚生年金(年間167万円)の合計です。

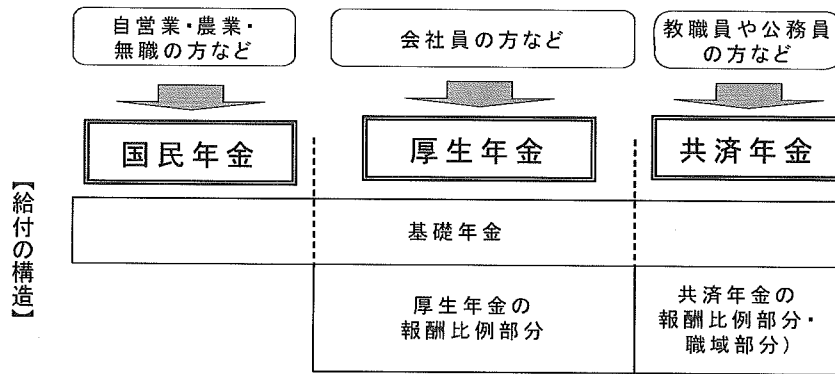
※今回の調査は学術的な研究のために行われているものであり、この資料は厚生労働省や社会保険庁などの政府機関等が作成したものではありません。

## 〇〇〇〇さんが受け取れる老齢年金について

### 1. 公的年金制度の概要

わが国の公的年金制度は、自営業や農業、無職の方などが加入する国民年金、会社員の方などが加入する厚生年金、公務員や教職員の方などが加入する共済年金から構成されています。20歳以上60歳未満の国民はご自分の状況に応じていずれかの制度に加入することが義務づけられています。また厚生年金や共済年金では、20歳未満や60歳以上70歳未満の方も所定の条件を満たせば加入する必要があります。

公的給付は大きく2つの種類があります。1つは基礎年金もしくは定額部分と呼ばれる部分で、保険料を納めた月数に応じて計算されるものです。もう1つは報酬比例部分と呼ばれるもので、在職中の給与や賞与に応じて計算されるものです。基礎年金は全国民共通の制度です。報酬比例部分は、厚生年金と共済年金にあります。



### 2. 老齢年金の受給に必要な加入期間

公的年金制度に合計で25年以上加入するなど必要な条件を満たしている方は、老齢基礎年金を受け取ることができます。また、厚生年金保険の加入期間が1カ月でもある方は、老齢厚生年金（報酬比例部分）を受け取ることができます。さらに、厚生年金保険の加入期間が12カ月以上ある方は、特別支給の老齢厚生年金が受けられます。

〇〇〇〇さんのこれまでの加入期間は次のとおりです。

【公的年金の加入期間（2005年4月1日現在）】	
国民年金	0年 0カ月
厚生年金	32年 0カ月
共済年金	0年 0カ月
合計	32年 0カ月

公的年金を受給するためには、合計で25年以上の加入が必要です。

〇〇〇〇さんは、支給要件を満たしています。

※今回の調査は学術的な研究のために行われているものであり、この資料は厚生労働省や社会保険庁などの政府機関等が作成したものではありません。

### 3. 老齢年金を受け取れる年齢

必要な要件を満たしている方は、65歳から基礎年金を受け取ることができます。また、厚生年金保険の加入期間が1カ月でもある方は、65歳から老齢厚生年金（報酬比例部分）を受け取ることができます。さらに、厚生年金保険の加入期間が12カ月以上ある方は、特別支給の老齢厚生年金が受けられます。特別支給の老齢厚生年金は、報酬比例部分と定額部分ごとに、それぞれ性別と生年月日によって受けられる年齢が異なります。

〇〇〇〇さんが年金を受け取れる年齢と受け取れる年金の種類は次のとおりです。

60歳	65歳
特別支給の老齢厚生年金(報酬比例部分)	老齢厚生年金 老齢基礎年金

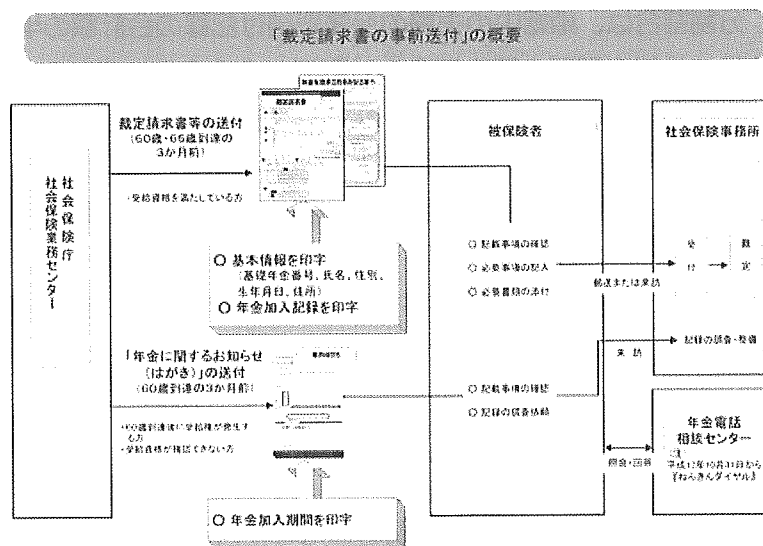
老齢基礎年金は60歳から64歳までの間に繰上げて受けることができますが、年齢に応じて年金額が減額されます。また、66歳から70歳までの間に繰下げて受けることもでき、この場合は年齢に応じて年金額が増額されます。

なお、繰上げ受給については、次の点に注意してください。

- ①老齢基礎年金の額は生涯にわたって減額されます。
- ②繰上げ受給の手続きをした後は、障害基礎年金や寡婦年金を受けることはできません。
- ③国民年金の任意加入者であるときは、繰上げ受給はできません。

### 4. 年金を受け取るための手続き

年金を受けようとする方は、必ず年金の請求手続き（裁定請求）が必要です。上記の年金を受け取り始められる年齢の3ヶ月前に、受給資格を満たしている方には「裁定請求書」をお送りします。受給資格を満たしていない方には、「年金に関するお知らせ」ハガキをお送りします。



※今回の調査は学術的な研究のために行われているものであり、この資料は厚生労働省や社会保険庁などの政府機関等が作成したものではありません。

## 受給し始めた後の老齢年金について

### 1. どんなに長生きしても一生受け取れます

あなたと同じ生まれ年の男性は、平均で80.6歳まで生きると予測されていますが、約7人に1人は90歳まで生きると予測されます。老齢年金は、どんなに長生きしても一生にわたって受け取れます。

### 2. 物価の変動などにあわせて年金額が変わります

受給期間は長期にわたりますので、その間に物価の上昇など経済状況が変化する可能性があります。老齢年金では、68歳未満の年金額は現役世代の賃金の伸びにあわせて毎年改定されます(再評価といいます)。68歳以上の年金額は物価の伸びにあわせて毎年改定されます(物価スライドといいます)。

ただし、年金財政を健全化している最中は、公的年金の加入者数の減少と受給者の長寿化を考慮して年金額の伸びは抑制されます。

### 3. 基礎年金給付の一部は、国庫負担でまかなわれています

老齢年金は、全国民共通の基礎年金と、サラリーマンなどに対する報酬比例部分にわかれます。基礎年金の毎年の給付は、3分の2がその時の現役世代の保険料や積立金の運用収入から、残りの3分の1が残りの3分の1が国庫負担として税や国債など政府の一般会計からまかなわれています。

## 年金分割について

### 1. 年金分割制度が始まります

年金分割制度には2つの種類があります。

1つは離婚時の厚生年金の分割で、2007年度から始まります。離婚した場合には、当事者の合意または裁判所の決定があれば、婚姻期間についての厚生年金の分割を受けることができるようになります。分割割合は、婚姻中の夫婦の保険料納付記録の合計額の半分が上限です。

もう1つは第3号被保険者期間の厚生年金の分割で、2008年度から始まります。2008年4月以降の第3号被保険者期間については、以下の場合に、第2号被保険者の厚生年金(保険料納付記録)を2分の1に分割できることとします。

- ①夫婦が離婚した場合(離婚時分割の際、第3号被保険者期間は、例外なく2分の1に分割されることとなります)
- ②分割を適用することが必要な事情があると認める場合(配偶者の所在が最期にわたり明らかでない場合など。)

### 2. 配偶者の方の年金見込額について

このお知らせに記載されている老齢年金の金額は、あなたに支給される分で配偶者の方の分は含んでいません。配偶者の方の年金額は、配偶者の方ご本人にお送りしています。

※今回の調査は学術的な研究のために行われているものであり、この資料は厚生労働省や社会保険庁などの政府機関等が作成したものではありません。

## 仮にいま退職した場合の老齢年金見込額（2005年4月1日現在）

過去1年間加入したことによって、いま退職した場合の年金見込額は次のように変わりました。ただし次のことに注意してください。

- ※この試算は、1年間の加入によって年金額が増えた状況をご理解いただくためのものです。
- ※現時点では年金を受け取れる年齢になっていませんので、実際に下記の金額を受け取れるわけではありません。また、下記の金額は65歳以降の年金額を想定したものです。
- ※将来の加入分を見込んでいませんので、1ページ目の年金見込額とは金額が異なります。

### 【仮にいま退職した場合の老齢年金見込額】

2004年03月に退職した場合の見込額	年間	201万円
2004年度の物価変動等にあわせた調整		2万円
2004年04月～2005年03月の + 加入や保険料納付に伴う増加額		6万円
<hr/>		
2005年03月に退職した場合の見込額	年間	209万円
（うち国庫負担でまかなわれる部分	年間	21万円）

上記の各項目は、次のように計算されています。

#### ○物価変動等にあわせた調整

物価変動等にあわせた調整とは、年金の実質的な価値を維持するための仕組みです（再評価といえます）。前々年度末の状況に一定率（再評価率といえます）をかけて計算します。再評価率は、原則として現役世代の手取り賃金の上昇率の平均値です。ただし、現在は年金財政を健全化している最中ですので、現役世代全体の手取り賃金の上昇率から公的年金加入者数の減少と長寿化に伴う分を控除しています。この控除は、加入者だけでなく現在受給中や待機中の方にも適用されています。

基礎年金・経過的加算分＝前々年度末の状況（66万円）×再評価率（1.0％）＝約1万円

報酬比例年金分＝前々年度末の状況（134万円）×再評価率（1.0％）＝約1万円

※前年度の再評価率

現役世代の手取り賃金の上昇率（過去3年間の平均）	+1.3%
公的年金加入者数の変動（過去3年間の平均）	-0.0%
+長寿化伸展への対応	-0.3%
前年度の再評価率	+1.0%

#### ○前年度のや保険料納付に伴う増加額

基礎年金は保険料の納付月数に応じて年金額がまります。報酬比例年金は標準報酬に応じてまります。

基礎年金・経過的加算分

＝前年度の納付1カ月あたり年金額（1705円）×納付月数（12カ月）＝約2万円

報酬比例年金分

＝前年度の標準報酬（647万円）×給付乗率（5.769/1000）＝約4万円

※基礎年金・経過的加算分の納付1カ月あたり年金額は、基礎年金分と経過的加算分の合計です。

※標準報酬は、標準報酬月額と標準賞与額の1年分の合計です。標準報酬月額は、報酬月額を1等級（9万8千円）から30等級（62万円）まで30等級に分けたものです。標準報酬月額の対象となる報酬は、基本給に役付手当、通勤手当、時間外手当などを加えたもので、臨時に支払われるものや賞与は除きます。標準賞与額とは支払われた賞与額の1,000円未満を切り捨てた額で、上限は150万円です。標準賞与額の対象となる賞与は、いかなる名称であるかを問わず、労働の対価として受ける全てのもののうち3カ月を超える期間ごとに受けるものです。

※給付乗率は、標準報酬を年金額に換算するための比率です。

※今回の調査は学術的な研究のために行われているものであり、この資料は厚生労働省や社会保険庁などの政府機関等が作成したものではありません。

## 働きながら年金を受け取る場合

年金を受け取れる年齢を過ぎても、働いて厚生年金に加入していれば、それによって退職後の年金額が増えます。ただし、働いている間は年金額が減額される場合があります（在職老齢年金といいます）。

働いている間の年金額は、その時の給与と、もしも働かなかった場合に受け取れるはずの年金額に応じてまきます。働かなかった場合に1ページ目の年金見込額を受け取れるはずだったとすると、在職中と退職後の年金見込額は次のようになります（実際の年金額は物価変動等により毎年改定されます）。

### 【現在の半額の年収(400万円)で働き続けた場合】

(ア) 65歳になるまで働いた場合

在職中の保険料(60~64歳)	年間32~35万円※(本人負担分)
在職中の年金額(60~64歳)	年間45万円(月額3万8千円)
退職後の年金額(65歳以降)	年間247万円(月額20万5千円)

	60歳	65歳	70歳
給与	年間400万円	/	
年金	年間45万円		

(イ) 70歳になるまで働いた場合

在職中の保険料(60~69歳)	年間32~37万円※(本人負担分)
在職中の年金額(60~64歳)	年間45万円(月額3万8千円)
在職中の年金額(65~69歳)	年間211万円(月額17万6千円)
退職後の年金額(70歳以降)	年間258万円(月額21万5千円)

	60歳	65歳	70歳	
給与	年間400万円	年間400万円	/	
年金	年間45万円	年間211万円		

### 【現在と同額の年収(800万円)で働き続けた場合】

(ア) 65歳になるまで働いた場合

在職中の保険料(60~64歳)	年間63~69万円※(本人負担分)
在職中の年金額(60~64歳)	年間0万円(月額0万0千円)
退職後の年金額(65歳以降)	年間270万円(月額22万5千円)

	60歳	65歳	70歳
給与	年間800万円	/	
年金	年間0万円		

(イ) 70歳になるまで働いた場合

在職中の保険料(60~69歳)	年間63~73万円※(本人負担分)
在職中の年金額(60~64歳)	年間0万円(月額0万0千円)
在職中の年金額(65~69歳)	年間79万円(月額6万6千円)
退職後の年金額(70歳以降)	年間294万円(月額24万5千円)

	60歳	65歳	70歳	
給与	年間800万円	年間800万円	/	
年金	年間0万円	年間79万円		

※2017年まで段階的に保険料率が引き上げられるため、年収が同じでも保険料は変わることがあります。

※今回の調査は学術的な研究のために行われているものであり、この資料は厚生労働省や社会保険庁などの政府機関等が作成したものではありません。

## あなたが障害を持った時に受け取れる障害年金

あなたが障害状態になられた場合には障害基礎年金が受け取れます。厚生年金加入中に初めて医師の診療を受けた傷病による障害の場合は、障害厚生年金も受け取れます。

### ○支給要件と〇〇〇〇さんの状況（2005年4月1日現在）

	支給要件（加入期間等に関するもの）	あなたの状況
障害基礎年金	保険料納付済期間(保険料免除期間を含む)が加入期間の3分の2以上あること。	支給要件を満たしています。
障害厚生年金		

### ○障害年金見込額（2005年4月1日現在）

障害の程度	1級	2級	3級
障害基礎年金	年間121万円	年間96万円	
障害厚生年金	年間198万円	年間173万円	年間147万円
合計	年間319万円	年間269万円	年間147万円

- ・加算の対象となる子とは、①18歳到達年度の末日(3月31日)を経過していない子、②20歳未満で障害等級1級または2級の障害者に限ります。加算額は、2人目までは1人について年間約22万円、3人目以降は1人について年間約7万円です。
- ・1級2級の障害厚生年金の加給年金を受け取れる配偶者は、生計を維持されている65歳未満の方に限ります。
- ・上の金額は、現在のご家族の状況をもとに試算しています。

## あなたが亡くなられた時にご遺族が受け取れる遺族年金

あなたが亡くなられた時に18歳未満のお子さんがいらっしゃれば、遺族基礎年金が支給されます。厚生年金の加入中や老齢厚生年金の受給資格がある場合には、遺族厚生年金も支給されます。

### ○支給要件と〇〇〇〇さんの状況（2005年4月1日現在）

	支給要件（加入期間等に関するもの）	あなたの状況
遺族基礎年金	保険料納付済み期間が加入期間の3分の2以上あること。	支給要件を満たしています
遺族厚生年金	次のいずれか ・ 保険料納付済み期間が国民年金加入期間の3分の2以上あること ・ 老齢厚生年金の資格期間を満たした者 ・ 1級・2級の障害厚生年金を受けられる者	支給要件を満たしています

### ○遺族年金見込額（2005年4月1日現在）

支給対象	①子のある妻、②子	子のない妻、55歳以上の夫・父母・祖父母、孫
遺族基礎年金	年間108万円	
遺族厚生年金	年間102万円	年間102万円
合計	年間210万円	年間102万円

- ・加算の対象となる子とは、①18歳到達年度の末日(3月31日)を経過していない子、②20歳未満で障害等級1級または2級の障害者に限ります。加算額は、2人目までは1人について年間約22万円、3人目以降は1人について年間約7万円です。。子が遺族基礎年金を受給する場合の加算は第2子以降について行います。
- ・遺族基礎年金では、国民年金の第1号被保険者に一定の要件のもとで寡婦年金の給付が設けられています。
- ・遺族厚生年金では、夫が死亡したときに35歳以上の子のない妻、または子が18歳に達し遺族基礎年金を受給できなくなった妻が受ける場合には、40歳から65歳まで年間約59万円が加算されます。
- ・上の金額は、現在のご家族の状況をもとに試算しています。





参加者	1. 導入	2. 年金通知の第一印象	3. 1ページ目
	自己紹介	第一印象	
A	<ul style="list-style-type: none"> <li>年齢：57歳</li> <li>住所：ー</li> <li>同居：妻（専業主婦）、子供2人（大学生）</li> <li>職業：証券</li> </ul> <p>・50歳を超えてから年収が下がった。</p>	<p>・知人の諸先輩方の年金額はかなり多いので、我々の差に思いかいく。（1ページの支給額）</p>	<p>【理解度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・こういう人はこのぐらいの年金が受け取れます、ということが言いたいのだろう。</li> <li>・報酬比例部分は個人それぞれで違うのではないかな。</li> </ul> <p>【表記方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・例示は収入が半額になった場合他にもう1つ、無収入になった時の例が欲しい。</li> </ul> <p>【情報提供希望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和25年生まれの人には60歳からはもらえないのではないかな？</li> </ul>
B	<ul style="list-style-type: none"> <li>年齢：54歳</li> <li>住所：ー</li> <li>同居：妻（専業主婦）、子供2人（大学院、大学）</li> <li>職業：建設</li> </ul> <p>・52歳の時に一度転職をし、同じ建設業で働いている。50歳を過ぎて転職したので年収は相当下がった。</p> <p>・段階的に支給額が変わるのは非常に不合理。父は80歳を超えており、父は既に亡くなっているが1人暮らしで300万近くももらっている。でもちょうど我々の年代は数ヶ月の差で支給金額が違ってしまふ。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1ページめ赤枠の金額にやはり最も目がいく。</li> <li>・転職した時に社会保険庁のHPで年金額を計算してみた。3ページの上部のようにはっきりとわかって自分で計算できるようになるといいと思う。</li> <li>・明確な計算式があって、その時の状況に応じて多少なりとも自分の年金額がわかるようになっているとよい。もとの会社の同僚は60歳を過ぎて働いているが、辞める前より辞めた後の方が支給額が3万下がったという。年金額全体も下がっているのだから、掛け金がわかってなおかつ計算式も毎年発表されるとよい。自分の額が自分で掴めるようにしてもらうことは大事なことだと思う。</li> </ul>	<p>【理解度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・半額と同額という対比は非常に良い。一度リストラ経験があり実際に給料が下がっているのだから、支給直前にリストラに遭って給料が下がった場合の例も載っているのは良いこと。</li> </ul> <p>【表記方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・この例を見ると残り5年の年収が半額になってもそんなに支給額は変わらないのかなという印象。この程度しか差がないのなら、例をあまり細かく設定しても意味がないと思う。現在と同額と半額の2例があればいいの感じは掴めるのではないかな。</li> <li>・リストラや退職で企業勤めでなくなり国民年金になった場合の例も欲しい。その情報は重要。</li> <li>・昭和24年生まれの人には64歳から満額支給される。あと数ヶ月早く生まれていれば私もそうだったのに。</li> </ul> <p>【情報提供希望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・例が2つあることは非常に良いことだと思う。もう1つ、無収入になった場合を加えて3パターンあれば十分だと思う。</li> </ul>
C	<ul style="list-style-type: none"> <li>年齢：54歳</li> <li>住所：ー</li> <li>同居：妻（専業主婦）、子供2人（大学生、高校生）</li> <li>職業：紙流通</li> </ul> <p>・来年3月にメーカー系と会社が合併予定で忙しい毎日。噂によると合併する会社の方が給料がいいというのでその水準に近づけばと思っている。</p> <p>・合併前に会社を辞める人がおり、年金手帳がどうなっているか、その後どうするかが話題になったことがある。</p> <p>・手帳が配られている人とそうでない人がおり、私はまだ手帳を持っていない。会社によって配るところとそうでないところがあるらしい。番号だけはもらっているが手帳はまだ手元にない。</p> <p>・会社に50代の人達が3人いるので年金が話題になっているところ。会社の合併によるリストラもあり得るので、調べておいてもいいのではないかなと思っている。今はインターネットでほしいの額は調べられるようなので。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Eさんの母親は役所務めだったから年金額が多いのだろう。</li> <li>・自分の支給額は54歳から55歳になると教えてもらえるのではないかな。2,3年前に社会保険庁に行って聞いてみたら、自分は教えてもらったが年下の妻はまだ教えてもらえなかった。その時に教えてもらったのは資料よりもっと多い金額だったと思う。ただし、当時の保険料をそのまま払い続けただけであって、その後リストラに遭ったのできつと金額は減るだろう。</li> <li>・生活不安があるから年金通知は早く欲しい。</li> </ul>	<p>【この項目の重複度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・読めばその通りの内容ばかり。</li> <li>・「基礎年金」という言葉がわからない。</li> </ul> <p>【表記方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・将来の生活がかかっているからこのページの内容は重要。</li> <li>・年金は今後の生活の基礎。最低限いくら確保できるかということだから。</li> <li>・60歳を過ぎてでもできるだけ働ける場所まで働きたいが、その場合どうなるのか他ページに記載はあるのかな？</li> </ul> <p>【情報提供希望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・例示は自分の場合が推測できるようなパターンで記載してほしい。</li> <li>・言いたいことはわかる。主旨は通っていると思う。</li> </ul>
D	<ul style="list-style-type: none"> <li>年齢：57歳</li> <li>住所：ー</li> <li>同居：妻（パート）、子供1人（社会人）</li> <li>職業：不動産</li> </ul> <p>・リストラで再就職したばかり。来年度から年収がガタッと減る予定。雇ってもらえるだけましという程度の収入になる。</p>	<p>・60歳を過ぎて働くとなりがかなり違うのだなと思った。親の支給額を見ているだけに、この資料の支給額を見るとガツクリくる。今の若い人達はもっともらえないのではないかな。</p> <p>・年金通知は早く欲しい。もう50歳を超えた段階で欲しい。いつまで働けるかわからないし、働いていても年収がガクンと減る可能性もある。年金額がいかにわかればその状況に応じて将来設計ができる。</p>	<p>【この項目の重複度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・単語がわからないので文章もわからない。基礎年金、老齢厚生年金、報酬比例部分など。</li> </ul> <p>【理解度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年収例の見込み額が1パターンだけだと誤解が生じるだろうから2〜3パターンあるとよい。そうすれば55〜60歳の状況によって1分の支給額がどのぐらい変わるのかわかるから。</li> </ul> <p>【表記方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・55歳で年収がゼロになった場合の例も欲しい。</li> </ul>
E	<ul style="list-style-type: none"> <li>年齢：52歳</li> <li>住所：ー</li> <li>同居：妻（専業主婦）、子供2人（中学生、高校生）、親</li> <li>職業：ー</li> </ul> <p>・80歳を超えた親を家に引き取った。もともと都の職員で、今の年金が年額300万以上というのでびっくりした。</p>	<p>・60歳を過ぎて働くとなりがかなり違うのだなと思った。親の支給額を見ているだけに、この資料の支給額を見るとガツクリくる。今の若い人達はもっともらえないのではないかな。</p> <p>・年金通知は早く欲しい。もう50歳を超えた段階で欲しい。いつまで働けるかわからないし、働いていても年収がガクンと減る可能性もある。年金額がいかにわかればその状況に応じて将来設計ができる。</p>	<p>【この項目の重複度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・単語がわからないので文章もわからない。基礎年金、老齢厚生年金、報酬比例部分など。</li> </ul> <p>【理解度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年収例の見込み額が1パターンだけだと誤解が生じるだろうから2〜3パターンあるとよい。そうすれば55〜60歳の状況によって1分の支給額がどのぐらい変わるのかわかるから。</li> </ul> <p>【表記方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・55歳で年収がゼロになった場合の例も欲しい。</li> </ul>
F	<ul style="list-style-type: none"> <li>年齢：57歳</li> <li>住所：ー</li> <li>同居：妻（専業主婦）、子供3人（28歳、25歳、22歳）</li> <li>職業：私立校</li> </ul> <p>・一度転職の経験がある。最初は7年半コンピュータ会社に勤め、今の学校へ。</p> <p>・妻が年上で、2月で60歳になる。年金を繰り上げでもらう予定のようだ。でも額はわずか。</p>	<p>・60歳を過ぎて働くとなりがかなり違うのだなと思った。親の支給額を見ているだけに、この資料の支給額を見るとガツクリくる。今の若い人達はもっともらえないのではないかな。</p> <p>・年金通知は早く欲しい。もう50歳を超えた段階で欲しい。いつまで働けるかわからないし、働いていても年収がガクンと減る可能性もある。年金額がいかにわかればその状況に応じて将来設計ができる。</p>	<p>【理解度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「半額の年収」を設定した理由の説明がない。同額ならわかるがなぜ半額の年収を設定したのか根拠を説明してほしい。</li> <li>・中身がわかりにくい。妻の見込書を見たことがあるので今この例を見てもなんとなくわかるが、初めて見た人には全くわからないのではないかなと思う。</li> <li>・もし例示するなら「半額の場合」だけでなくいくつかのパターンを例示してほしい。</li> </ul> <p>【情報提供希望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実際に知りたいのは自分のもらえる額であって、半額の場合など根拠がないと思う。同額の場合と年収ゼロになった場合の2例でよいのではないかな。</li> <li>・確かに60歳以降の年収が同額であっても半額であっても年金額はあまり変わらないのだということはこの例示があるからこそわかる。</li> </ul>

参加者	4. 2ページ目	5. 3ページ目	6. 4ページ目
	認知度・重視度・情報信頼度・各項目評価	理解度・重視度	この項目の重視度・理解度
A	<p>【認知度・理解度】 ・②の68才以上のことは知らなかった。</p> <p>【各項目評価】 ・これは学校を卒業する若い人達に渡すべき資料であって、我々に今さら渡されても意味がない。</p>	<p>・1年やめなくてよかったね、というだけ。では2006年や2007年の場合はどうなるのか。</p>	<p>【理解度】 ・70歳まで働く人だけが「お問合せ先」に問い合わせればよいのではないか。</p>
B	<p>【この項目の重視度・情報信頼度】 ・この項目を読んで「老齢年金」という言葉の意味を初めて知った。なぜ「公的年金（老齢年金）」という書き方をするのだろう。呼び方は統一してもらわないとわかりにくい。なぜ言葉が2つあるのか疑問に思う。いろいろな呼び方をされると非常にわかりにくい。 ・メリットをうたっているのか不安を煽っているのかよくわからない。メリットはメリットでまとめて標記した方がよいのではないか。</p> <p>【各項目評価】 ・①はアピールすべき点だと思う。 ・このページに記載されていることを今さら我々に言われても意味がない。必要なのは1ページの情報だけ。</p>	<p>・2004年4月から2005年の3月まではどういう保険料を納付するのか？「※」には「保険料を支払うことがないと仮定して」とあるのに。わかりづらい。 ・「6万円」は退職して働かない期間に払う国民年金のことなのか？意味がよくわからない。 ・年金受給資格のある人にとっては必要な情報ではある。</p>	<p>【この項目の重視度】 ・ピンとこない。 ・60歳からもらえる年金はどうなるのかが明示されていないのでわかりにくい。65歳からのことはわかるが、60～64歳の分がゼロなのか2割カット程度でもらえるのか全然わからない。</p>
C	<p>【認知度・理解度】 ・物価スライドによる再計算のことは知らなかった。</p> <p>【各項目評価】 ・保険料を払っていないけれどももらうことはできない。最近のフリーターやアルバイトの人達は30歳近くまで保険料を払っていないのに、①のような書き方だとどんな人でももらえるんですよというように誤解する。掛け金を払っていない人はもらえないんですよということも書いた方がよい。 ・今年は亡くなった企業戦士が周囲に多かったので「平均80歳」という部分に非常に違和感を感じる。 ・フリーターをしながら年金ももらおうなんて甘いし腹立たしい。親の年代の年金は我々が負担したのに、今の若い人達は私達の分を負担してくれない。</p>	<p>・「下記の金額は65歳以降の年金額を想定したものです」とあるが、退職した人間は60歳から欲しいはず。想定自体がおかしい。</p>	
D	<p>【認知度・理解度】 ・国庫負担の比率は知らなかった。 ・物価スライドは知っていたが68才未満のことは知らなかった。物価スライドのことも知らなかった。</p> <p>【この項目の重視度・情報信頼度】 ・国庫負担分については一般会計から出ているのか？年金は別なのではなかったか。 ・たとえ額が減っても民間と違って間違いなくもらえるということではわかっている。民間の場合は会社が潰れたら終わりだが。</p>	<p>・国庫負担が増えたということを行っているだけ。 ・1年間の加入によって年金額が増えた状況を理解させるためのものなのだろうが、あえてこの資料を作る意味がわからない。 ・たくさん年金額を払いますよと言うために国庫負担額を底上げして見せているだけ。 ・例の「2万円」が気に入らない。単なる例示に物価変動に合わせて調整など必要ない。掛け金が増えたからでなく違う原因で増えた場合の例示だから意味がない。 ・確かに額は知りたい。でも「※」でいろいろうたわれているから額が信じられない。</p>	<p>【この項目の重視度】 ・訴えたい内容は枠より上の文章の部分にあるようなことだけなのだろう。まあこんなものだろうと思うから参考にする程度。</p> <p>【理解度】 ・70歳まで働けるなんて羨ましい。現実味がない。</p>
E	<p>【認知度・理解度】 ・物価スライドという言葉は知っていたが、68歳ということは知らなかった。</p> <p>【各項目評価】 ・①は安心。 ・言葉尻を捉えるようだが、②は貸金や物価は必ず上がるのだという前提で書かれている。そこが大いに疑問。</p>	<p>・「2004年3月には19万円だったのが2005年3月になると21万円」というだけでよいのではないか。</p>	<p>【この項目の重視度】 ・70歳まで働くなど考えられない。現実味がない。ましてや今と同額の年収などあり得ない。 ・「70歳まで同額の年収がある場合」という例示は全く現実味がない。むしろ反感を買うかも。契約を65歳まで延長するという話あっても結局は片づくなり会社にいられないというのが現実なので。</p>
F	<p>【認知度・理解度】 ・若い人が減って年金を払う人が減るとどんどん年金額も減るとのこと。かなり金額が減りそうな印象を持つ。</p> <p>【この項目の重視度・情報信頼度】 ・国民年金保険料の不払いほどどんどん増えており、若い人の人数も減り、たとえ間違いなくもらえるとしてもほとんど役に立たないような額になっていきそう。だから消費税を上げなければならぬということが歴然。</p> <p>【各項目評価】 ・年金について抜本的な解決案が出ていないから②や③のような内容でごまかしているように思う。本当はもっとちゃんとした解決をすべき。</p>	<p>・仮に今退職した場合の正しい数字がもらえるならいいが、本当なのか疑わしい金額なら要らない。この例示にはあやふやな条件がありすぎる。 ・1ページの続きとして60歳から収入がゼロになった場合の例示としては必要だろう。</p>	<p>【この項目の重視度】 ・働く可能性が強いので関心がある。半額の場合と同額の場合の比較があるのは良いこと。民間企業は厳しいので、同額で働けるような人は少ないのではないか。</p> <p>【理解度】 ・我々の1つ前の世代までは70歳まで働かせてもらえたが、今はもう現実的ではない。少子高齢化で生徒数も減っている（学校勤務）。</p>

参加者	6. 4ページ目		7. 全体の印象、項目間の評価
	標記方法について・この項目と標記の評価		全体の印象
A	<p>【表記方法について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>退職後年金額をいくらするためには60歳以降いくらの年収があればよいかという例示がある方がわかりやすい。(D同意)</li> </ul> <p>【この項目・標記の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>70歳まで働いた場合の例は必要ない。どれだけいっても65歳までだろう。</li> <li>年金は当然早くもらいたい。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>60歳になっても働いていれば1年でこれだけ貯えやすよ、60歳までは必ず働きなさいよという内容に見える。</li> </ul>
B	<p>【表記方法について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>私の現状に鑑みると、70歳まで働いた場合など関係ない。必要な人だけが問い合わせるようにしたらどうか。</li> <li>65歳までアルバイト的に働いた場合に60～64歳の間の年金がどのくらいもらえるのかが私にとっての必要な情報。パート的、アルバイト的に働いた場合の方が私の現実近く、今と同じ状況で働いている場合というのは現実味がない。</li> <li>「働いた場合」というのは社員として働いた場合なのか？厚生年金に入っている会社に就職していたらという仮定なのか？そこがピンとこない。60歳以上になるといういろいろな働き方があるので、その点がわかりづらい。正社員としてでなく週3日程度の仕事をする場合の方が現実的。</li> <li>年金を満額もらうためにはどのくらいの収入があればいいのかということ60歳以降の人は考えている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>働き続けるのと年金生活をするのとどちらの方が収入が多くなるのか比較できるような資料が欲しい(A同意)。このページを見てもピンとこない。</li> </ul> <p>【この項目・標記の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>60歳以降の雇用形態は人によって違うのに、正規社員として働いている場合の例しか載っていないので非常にわかりにくい。</li> <li>60歳を過ぎて好きな事業を起したり、パートで働いたり働く形態はさまざま。そのうちの1パターンしか例がないならむしろ何も例を載せない方がよいのではないかと。少なくとも私にとっては関係ない資料であり、そういう人の人数が多いとすれば無駄な労力だと思う。</li> <li>70歳まで働いた場合の例は必要ない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「仮に今退職した場合」という、いい方ではなく、「あなたの現在の年金はこのくらいたまっていますよ」という形にした方がよい。現在最悪でもこれだけあって、今後はこのようになりますと各目的パターンに合わせて通知があると役に立つ。「これまでの掛け金がこれだけあるから現状ではこれでもらえますよ」という通知だけでよいと思う。それと、60歳まであと5年間このままでいくとこうなりますよという指標があればそれでよい。60歳以降の様々なパターンは各自が問い合わせればよい。</li> <li>個人が一番興味を持っている金額が最も重要な情報だと思う。1ページ目の内容と、今仮にこうなったらこれだけもらえますよという内容さえあればよい。今あなたが厚生年金からはずれて国民年金になったとしてもこれだけありますよという書き方の方がよい。</li> </ul>
C	<p>【表記方法について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ストレス社会だから我々の年代には50代で亡くなる人も多い。そう考えると支給開始時期を遅らせれば遅らせるほどもらえる年数が少なくなってしまう。平均寿命は延びているかもしれないが、年金はまだ捉え方が別なのではないか。年金は早く欲しいとみんな言っている。</li> </ul> <p>【この項目・標記の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自分の将来設計の参考にはなる。</li> </ul>		
D	<p>【表記方法について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>掛け金をたくさん払えばたくさんもらえるというのは単純によくわかる。</li> <li>60歳を超えると正社員でなく委託社員として週に数回働き、厚生年金には入っていないという場合の方が多い。</li> <li>個人的にはできるだけ長く賭けて支給開始を遅くし、できるだけ大きな金額をもらいたいと思っている。ただし、70歳まで同額年収というのは現実的ではない。</li> <li>早く年金をもらいたいから雇用形態を変えて欲しいという人にはあてはまらない例示だと思う。できるだけ働いていたいと思っている自分には役立つ例示だ。</li> </ul>	<p>【この項目・標記の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>給料というのは年金などいろいろ差し引かれた額だから、どの金額が「標準報酬」であり計算対象になるのかわからない。</li> <li>自分の将来設計の参考にはなる。妻は既に逆算して65歳まで働いてもらってもまだ足りないと言っているし、例を載せず、文章の中の「働いていれば年金が変わる」「年金額が増減される」という部分を太字にするだけでよいのではないかと。</li> <li>大事な言葉だけをこの資料に載せ、細かい例示やパターンについてはネットで自分で調べさせるようにしたらよい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人のことはどうでもいい。自分のデータだけが細かく欲しい。</li> <li>今仕事をやめたら強制的に国民年金を払わなければならないのに、そのことが一言も書かれていない。どのパターンにせよ掛け金は払い続けなければならないのに。</li> <li>60歳を過ぎてからどのように年金がもらえるのかいろいろパターンをネット上に用意してほしい。</li> <li>加入記録と計算式さえ各自に連絡すれば、各自で計算ができる。今の給料はわかっていても昔の掛け金など覚えていないのだから、まず加入記録が欲しい。</li> <li>この調査はきっと社会保険庁が大元なのだと思う。国庫負担だとか、国がこれだけやっているということがこれだけ記載されているのだからそう思う。</li> <li>とにかく自分の数字と計算式が欲しい。いくら例が載っていても自分の数字がわからなければ意味がない。</li> </ul>
E	<p>【この項目・標記の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>在職中に亡くなったとしても思うので、年金は早くもらいたい。うちの場合は60歳からせいぜい62歳くらいで仕事は終える予定なので、その場合の計算をしたい。その計算方法と、アクセス先を書いておいてもらう方がありがたい。</li> </ul>		
F	<p>【表記方法について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>下半分の例を見ると、いかにほとんど年金をもらえずに働かなければならないかがよくわかる。それだけ元気に働けるというのは実はありがたい話ではあるが。</li> <li>総受取額が収入と同じになる年齢を教えてください。</li> </ul> <p>【この項目・標記の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>必要な情報を皆さんに送るのは無駄だと思う。多用なケースを例示できないのであれば、逆に一切例示をやめた方がいいのではないかと。必要な人だけが問い合わせるようにした方がよい。電話はつながりにくいからネットで調べられるようにしてほしい。</li> </ul>		

参加者	7. 全体の印象、項目間の評価	8. 他パターンとの相対評価	
	通知方法と活用方法	他のバージョンの呈示	
A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3ページの右上の情報はいただきたい。1ページの同額の場合、半額の場合、ゼロになった場合、4ページの「これだけの年金を受け取るためにはどうすればよいか」という逆算するための情報が欲しい。</li> <li>・通知は58歳でよいが、理想は55歳。</li> <li>・通知方法は本人への親展で、毎年の誕生日に郵送してほしい。</li> <li>・前提として全員に郵送で通知し、さらに情報が欲しい人はネットで調べられるようにしておくことよい。</li> </ul>	<p>【C】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・わかりにくい。</li> <li>・一般受けしなさそう。</li> <li>・3ページ右上の枠内で前年度の厚生年金獲得ポイントが15ポイントになっているのはどうということか。15ヶ月分ということか？</li> </ul> <p>【D】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・どの案も帯に押し付けに長し。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分にとってはBの1ページ、Dの8ページさえあればそれでよい。</li> </ul>
B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受給資格が生じた人には当然通知をすべきだと思う。現在ならこれぐらい、将来はこうなりますという情報は、金を取っているのだから当然通知すべき。</li> <li>・情報を見たいタイミングは人それぞれだから、そのタイミングでみんなが見れるようにしてほしい。そのためにはやはりネット。</li> <li>・知りたい情報についてはどんどん自分から調べたい。</li> </ul>	<p>【B】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・わかりやすい。</li> <li>・2ページのような内容が欲しいし、1ページもわかりやすい。老齢年金、公的年金という言葉の違いは相変わらずわからないが。</li> </ul> <p>【C】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ポイントという言葉が良いのかどうかは別として、自分で計算できるというのは良い。</li> </ul> <p>【D】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・7ページの情報は必要だと思う。万が一の場合の情報はもらえると嬉しいが、Aのようにシンプルな書き方で構わない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Bがわかりやすい。Bに障害者になった場合の記載があればよい。自分が生命保険をかける時の参考にもなる。子供達にあとどのぐらい必要なか。</li> <li>【スウェーデンのオレンジレターについて】</li> <li>・そういう方法が一番良い。いちいち社会保険庁に問い合わせなければいけないというのが一番歯がゆいので。</li> <li>・情報が欲しくなるのは50歳ぐらいから。今の世の中には転職が結構あるから、そこに時代が反映されているのだと思う。昔のように定年までいられるならそんなことも考えなかったと思うが。</li> </ul>
C	<ul style="list-style-type: none"> <li>・将来設計のためには50歳ぐらいで情報が欲しい。だいたい50歳ぐらいから考え始めるから。50歳で1回、55歳でもう1回通知がもらえることよい。</li> <li>・地方の会社や小さな会社の人達はネットなど利用できる環境にないから、ネットで情報提供するというのは不公平。</li> <li>・通知が来たら保管しておく。</li> </ul>	<p>【D】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計算式も載っているのだから良いと思う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・DとBの2パターンあるとよい。</li> </ul>
D	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見たい時にいつでも見れる方がいいからネットがよい。</li> <li>・知りたい情報についてはほとんど自分から調べたい。とにかく計算式と数字がわかれば、たとえネットが使えない環境であっても自分で調べられる。</li> <li>・通知が来たら保管しておく。</li> </ul>	<p>【B】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金額を抜きにすれば1ページ目の表で概算はつかめる。</li> <li>・あまり考えないですむ。さっと見て理解できるから。A案はじっくり読まないといけないから考え込まなければいけない。あまり心配しない人にとってはBのように概算がつかめればそれでよい。</li> </ul> <p>【C】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・退職金規定の改訂でポイント制になった時のことを思い出した。</li> </ul> <p>【D】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報は詳しい方がよい。自分は給与業務をしていたことがあるので言葉へのアレルギーはない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Dのような詳細版とAのような簡易版の2種類を作って両方を全員に通知したらいいのではないかな。</li> <li>・権利としてどれだけの金額があるのかわかればよいのだからBの1ページ目の表でよい。自分の年収に応じて詳しくパターンを知りたい人は自分で調べればよい。</li> </ul>
E	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通知はこなくてもいいからネット上には情報が欲しい。25年を超えなければ意味はないだろうが、超えればいつでも情報を取りに行けるように。</li> <li>・ネットで調べられれば、数字をあれこれ入力してシミュレーションするだけでも面白い。</li> </ul>	<p>【B】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年金の種類にはどういうものがあるって、60歳と65歳の場合についてどうなのかというのはわかりやすい。言葉よりこのように表になっている方がわかりやすい。</li> </ul> <p>【C】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自分で計算するにはしやすが、金額が知りたい人には向かないだろう。</li> </ul> <p>【D】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自分としては情報は詳しい方がよいが、一般的にはもっと要点をわかりやすくまとめた方がいいだろう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1枚にBの1ページのような結論を書き、「詳しくは〇ページ参照」として8ページぐらいの資料をつけたらどうか。</li> </ul>
F	<ul style="list-style-type: none"> <li>・興味のある人は社会保険庁へ行くが、混んでいるし働いていると行きにくい。やはりネットで調べるための手段を用意しておいてほしい。</li> <li>・25年間払った人に対しては当然通知の義務があると思う。金を取っているのだから。その情報がネットで取れるようになっていて便利。</li> <li>・条件が変わらなければ通知を見たいとは思わない。退職や転職のタイミングで見たいので、見たいタイミングは人それぞれ。</li> <li>・社会保険庁に電話で問い合わせてもいいのだが、何しろつながらない。だからネットで調べられるとよい。</li> </ul>	<p>【B】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・妻の見込み表で見たことがある。それを見て気になって社会保険庁へ実際に行ったから、興味を持たせる効果はあると思う。もっと詳しく知りたくなる。</li> </ul> <p>【C】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年金にポイントという言葉を使うことの良し悪しは別として、計算はしやすと思う。</li> </ul> <p>【D】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・私はこのように詳しく載ってほしいほどありがたいが、人によっては抵抗を感じるだろう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・姿もそうだが、普通の人にとってはBがありがたい。表になっている方がわかりやすいので。</li> </ul>